

プログラム

総会の進行について
議長団の選出
議案の説明・質疑・採決

総会の進行について

昨年7月結成総会での規約修正案の可決を受けて、本年1月13日の全国協議会で「総会運営規則」を定めました。全国協議会では、今回の臨時総会の開催にあたって、「臨時総会」の項の追加修正を行い、以下の運営方法について確認しました。 →資料参照

- ① **議決権を有する会員の基準日** 総会招集日の6月1日に会員資格を有するものとします。
* 総会定足数の確定のために必要です。新会員については6/1付の入金まで含みます。
- ② **総会進行委員会** 結成総会と同メンバーに依頼し、受けていただきました。
 - ・ 議案を提案する準備委員会とは別に中立的な立場から議事の進行を行う委員会です。
この委員会から議長を出し、議事の進行をサポートします。
 - ・ 議長の判断を尊重し、議事の進め方に関する発言は控え、議案の内容の議論をしましょう。
重要な議事進行への意見がある場合は6人の連名で総会進行委員会の開催を求めてください。
- ③ **委任状および書面議決書の提出**
方法：専用はがきの返送、もしくは同内容のFAX、メール、電話によるものとします。
締切り：6月9日の朝9時までに緑の党事務所に提出されたもの
- ④ **修正案の提出** 書面（郵送、FAX、メール）でご提出ください。
締切り：6月8日の夕方5時までに緑の党事務所に提出されたもの
* 6人の提出者が必要です。氏名（代表者を明示）・連絡先を記載してください。
- ⑤ **発言希望の届け出** 書面（郵送、FAX、メール）でご提出ください。
締切り：6月9日の朝9時までに緑の党事務所、もしくは総会開会までに会場受付に提出してください。届け出のあった方から優先的に発言していただきます。

第1号議案 2013年参議院選挙のとりくみについて

緑の党 GreensJapan は、2013年参議院選挙を、「緑の党」を含む名称の新団体のもとで統一名簿方式で挑戦する。ただし、統一名簿を呼びかけた政治団体との合意にいたらない場合の届け出名称は「緑の党グリーンズジャパン」とする。

第2号議案 2013年参議院選挙・届け出名称について

＊統一名簿が実現した場合の届け出名称について議決します。

議案については、決定し次第、会員内部連絡メールで配信し、当日配布します。

資料-1

議案の提案にいたった背景説明と提案理由

①基本的立場

緑の党の第8回全国協議会（2013.1.12）で、「私たちは、比例区で「緑の党」としての挑戦に向けさらに準備を重ねます。そして脱原発や「緑的理念」を共有する市民や他政党（政治団体）と連携し、選挙区をはじめ様々な協力の可能性に向けた意見交換や議論も積極的に進めていきます」という立場を議決しました。これを踏まえて、2月以降、みどりの風と未来の党の関係者、そして山本太郎氏と非公式の意見交換を、断続的に行ってきました。

②みどりの風、未来の党との協議

「みどりの風」からは、当初「緑の党が単独で比例に挑戦するのをやめて、みどりの風から候補者を立てないか」という打診がありました。さらにその後、「未来の党」の「みどりの風」への合流を経て、「政党要件を満たす『みどりの風』の枠組みを活用するが、参院選は略称『みどり』を前面に立ててたかう。それぞれ政治団体の独自性は残す」というものでした。選挙運動で「みどりの風」を前面に出すものではないとはいえ、政見放送、報道での取り扱い、投票所における政党一覧など一切の公的な表現は全て正式名称で表記されますので、当事者の意図や関係性がどうあれ、実態的には「みどりの風」の選挙となってしまいます。

緑の党の提案は、「対等な関係の基に新しい政治団体を立ち上げて、新しい名称（たとえば「みどりの連合」「緑の党・2013年連合」など）で比例区挑戦の統一名簿を作成する」という提案でした。（図を参照）

「みどりの風」の枠組みを前提とした提案は、政治団体や山本太郎氏なども含む幅広い合流

や対等な関係の可能性を狭めるものであると考え、緑の党としては「『みどりの風』の枠組みに固執することなく、新しい名称・枠組みでの統一名簿」を呼びかけてきました。

しかし残念なことに、選挙の一か月前の5月末という時間的制約の中、みどりの風として最終的に「政党要件を持つ『みどりの風』の枠組み」でなければ合流協議の継続は困難との態度に固執しており合流への協議を断念せざるを得ませんでした。

【補足説明】いわゆる「統一名簿」には、2つの方法があります。1つはすでにある特定の政治団体に候補者を合流・擁立する方法で、「みどりの風」に各政治団体や個人が候補者を出す、または「緑の党」に各政治団体が候補者を出す、というものです。2つ目の方法は、新しい名称（たとえば「みどりの連合」など）の政治団体を立ち上げて、各政治団体と個人がそこに候補者を出すという方法です。

③山本太郎氏との協議

山本太郎氏は、生活、社民、共産党、みどりの風、緑の党までも含めた大合流を提案してきました。緑の党は、そのような大合流が実現すれば政治的意味は大きい、実現可能性は厳しいという認識を表明してきました。

山本太郎氏は5月24日、改めて各政党に「統一名簿による大合流」を提案し、参院選挙への出馬の意思を明らかにしました。緑の党は「対等な関係による新しい政治団体を立ち上げ、新しい名称による統一名簿」という立場に基づいて、この提案を受け入れる用意があると返答し、他の政党は受け入れられない、と返答しました。

緑の党は、山本太郎氏との統一名簿が既成政党に失望した人々の希望の選択肢・受け皿になると判断し、「新しい名称の中に「緑の党」が含まれることを条件に、統一名簿を作成する」ことを提案し返答しています。山本太郎氏からは「検討する。近日中に回答する」という返答がされています。

以上の経過を踏まえて、議案を提案しています。

【補足説明】緑の党は長期にわたって「緑の党」の認知度と支持を拡大するために活動してきましたし、これからも活動します。その努力と成果を無駄にすることはできません。新しい名称に「緑の党」が含まれれば、「緑の党」と書いた投票は有効となります。

特定の政治団体に合流する統一名簿

【事例A】



【事例B】



新しい政治団体に合流する統一名簿



(目的)

第1条 この規則は緑の党（以下、「この政党」という。）暫定規約に基づき、この政党の総会運営に関し、会員の参加を最大限保障し、総会が円滑に運営されるために必要な事項を定めることを目的とします。

(招集)

第2条 全国協議会は、この政党の暫定規約第12条に基づき、総会開催日の30日前までに、日時、場所、議案書等必要な資料を会員に送付し、総会を招集します。

(成立要件・委任)

第3条

- 1 総会の成立要件は暫定規約第13条の1項によります。
- 2 総会に参加できない会員は、委任状（様式1もしくは様式2）または書面議決書（様式3）を総会開催日の7日前までに提出することができます。
- 3 書面議決書を提出する場合、議決権を行使できるのは人事を除く議案とし、議決権を行使する事項以外については議長に委任するものとします。
- 4 総会に出席する会員に委任する委任状を提出する場合、予め、委任する者の同意を得なければなりません。
- 5 総会に出席する会員は、参加できない会員2人に限り委任を受けることができます。
- 6 以下の委任状については議長への委任として扱います。
 - (1) 委任を受ける会員の同意を得ていない委任状
 - (2) 委任を受けた会員が欠席した委任状
 - (3) 複数人からの委任を受けた場合の3人目以降の委任状

(総会進行委員会の選出と構成)

第4条

- 1 総会の成立および運営のために、総会開催日の30日前までに総会進行委員会を設けます。
- 2 総会進行委員会は、全国協議会委員から2名、それ以外の会員から2名の4名で構成します。
- 3 総会進行委員会は、全国協議会で指名し、総会で承認します。

(総会進行委員会の役割)

第5条 総会進行委員会は、次の各号について協議し総会の承認を得て実行します。

- (1) 議長団の選出
- (2) 議事日程の編成と変更
- (3) 緊急動議の取り扱い
- (4) その他、総会進行に必要な事項

(議長団の選出)

第6条 総会進行委員会から議長団を選出します。ただし、総会出席者から議長に立候補する者があれば、採決で決定します。

(議長団)

第7条

- 1 議長団は、総会の運営と進行に関して、会員に対して責任を持ちます。

- 2 議長団は、指示に従わない発言、故意に議事進行を遅延させる発言および他人の名誉を毀損する発言に対し、必要な注意を与え発言を制限し中止させることができます。

(議案の提案と審議)

第8条

- 1 会員は、暫定規約第17条に基づき、議案を提案することができます。
- 2 議案の提案者は、議長の許可を得て簡潔明瞭に趣旨を述べるものとします。
- 3 発言の順序は議長が決めるものとし、事前に発言の通告があった会員を優先します。ただし、議長は、可能な限り発言者が特定のジェンダーや年代に偏らないように配慮しなければなりません。

(議事進行動議)

第9条

- 1 会員は、総会の議事進行に関して動議を提出することができます。
- 2 前項の動議について、議長は直ちに採決しなければなりません。

(承認および採決)

第10条

- 1 議長は、議案について、審議および議事の進行状況から判断し、審議を終了し承認を求めます。承認方法は原則として拍手によることとし、承認に異議がある場合は、挙手もしくはこれに代わる方法で採決を行います。
- 2 議長は、原案に対して修正案が提出された場合、原案に先立ち修正案の採決を行うものとします。
- 3 修正案の採決においては、書面議決書によって、原案に賛成の議決権が行使された場合は、修正案に反対の意思が表明されたものとして扱います。また原案に反対または棄権の議決権が行使された場合は棄権したものとして扱います。

(修正案の提出)

第11条 会員は、暫定規約第17条に基づき、原案に対する修正案を総会開催日の20日前までに全国協議会に提出することができます。

(臨時総会)

第12条 臨時総会の開催に当たっては、その趣旨や緊急性に鑑み、全国協議会は、この規則の目的に添って運用するものとする。

(改廃)

第13条 この規則の改廃は、総会の決議を経て行うものとします。

附則

この規則は、2013年1月15日から施行します。

*様式省略